

平成29年12月5日（火）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番9、8番 阪本君。

〔8番（阪本久代君）登壇〕

○8番（阪本久代君）お昼のトップバッターです。よろしくお願いいたします。

まず、最初に、皆さん言われていることですけれども、先日の台風で被害に遭われた皆さんに、お見舞いを本当に心から申し上げます。そして、質問の1番とも関係するんですけれども、職員の皆さんは投票日でしたので、投票の事務、そして、また開票の事務、さらに台風の対応ということで、本当にご苦労されたことに本当に頭の下がる思いです。本当にご苦労さまでした。

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、最初が選挙についてです。

10月10日公示、22日投票で第48回衆議院選挙が行われました。この衆議院選挙を通じて、市民の皆さんから出された要望や疑問について質問をいたします。

まず、一つ目が選挙公報の配布方法です。今、新聞折り込みでこの公報の配布をされておりますので、新聞をとっていない方では、家に届くことがありません。そのとっていない方から、なぜ全世帯に配布しないのだ、配布することが必要ではないかというお声をいただきました。今までも何度か、いろいろと、今度、市長選挙や市議選挙でもこの公報をつくることにもなりましたし、何回もこのことも議場でも問題にはなってきたと思いますが、改めて、また質問させていただきます。

二つ目が期日前投票の会場です。これも何度も今までも、各議員が質問されてきたこと

です。今回、台風が近づいてきていましたので、いつも以上に期日前投票が増えたと思います。ただ、高齢者が増えている中、会場が1箇所というのはやっぱり少な過ぎるという声がありました。また、期日前投票に行ったら、案内係も含めてたくさんの職員がその場におられたと。これだけの職員の皆さんがいらっしゃるんだっただらば、もう一箇所増やすことができるのではないか、こういうふうなお声もいただきました。期日前投票の会場、今は1箇所ですけれども、さらに増やすことができないのか質問いたします。

三点目が、投票日は市内全域に避難勧告が発令されていたにもかかわらず、1回始まった選挙というのは続けられないといけませんか、続けられたことについて質問します。投票日の16時に市内全域に避難勧告が出されました。この時間についてはいろいろあるんですけれども、19時30分には学文路地区の一部に避難指示が発令されました。こういう中でも選挙事務は予定どおりに執行されました。開票を翌日にすることはできなかったのですか。台風への対応に支障はありませんでしたか。

実際には、翌日に延ばしたら通常業務もありますし、また、今回は被災された方への対応もあったので余計に大変になったとは思いますが、投票日が災害というか、台風が近づいてくるといふことはめったにないことだと思いますので、今後に生かすための検証は必要だと思って質問いたします。

2項目めは、障がい児保育についてです。

橋本市は、見守りの必要な子どもたちについてたんぼぼ園を開設、また、保育士の加配

も行ってきました。さらに、小規模の山田保育園やしみず保育園を紹介し、丁寧な保育を行って来ました。今度その2園が、公私連携型のこども園となります。今まで山田保育園やしみず保育園が担っていたことを、本当に引き継ぐことができるのか心配です。そのことで、引き継いでもらえるのか質問をいたします。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君の質問項目1、選挙に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（高田候男君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）衆議院選挙に関する質問について、お答えします。

一点目の選挙公報の配布方法の基本的な考え方についてですが、衆議院議員及び参議院議員の選挙及び都道府県知事の選挙における選挙公報の配布方法については、公職選挙法、以下、公選法と言いますが、公選法第170条第1項において、「選挙公報は、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに配布するものとする」と規定され、また、同条第2項においては、「市町村の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折り込み、その他これに準ずる方法による配布を行うことができる」と規定されています。

また、和歌山県議会議員、橋本市長及び橋本市議会議員の選挙における選挙公報については、それぞれの条例で配布期限は選挙期日の前日までとなっていますが、配布方法に関

しては、公選法と同様に定められています。

このことから、選挙公報は、選挙人の各世帯への配布が基本と考えますが、これができない事情があるときは、新聞折り込み等の方法にかえることができるものと考えます。

なお、本市においては、公選法に基づく選挙期日前2日までに各世帯への配布が困難なものとして、新聞折り込みによる配布としています。

次に、二点目の期日前投票所が1箇所であることの見直しについて、お答えします。

まず、投票に関しては、公選法第44条第1項において、「選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない」とされ、投票日当日投票所投票主義が規定されています。一方、同法第48条の2では、投票日当日に投票ができない一定の条件にあると認められる方については、当日投票の例外として、期日前投票の規定が定められています。

この基本的な考え方のもと、現在、本市においても、以前より本庁舎での期日前投票所を設置してきているところです。

投票者の期日前投票に占める割合は、年々増加しており、特に今回の衆議院選挙は、議員おただしのおり台風の影響もあったことから、これまで以上に伸びる結果となりました。

さて、本題の期日前投票所の増設については、選挙人の利便性を高め、投票機会の拡大につながるものと考えているところではありますが、一方、二重投票防止及び個人情報保護等のセキュリティー対策、投票管理者及び立会人の選任、投票所従事職員及び選管職員等の人員体制の確保、増設する場所の選定等、また、これらに要する設備費、人件費及びその他経費の増加等多くの課題があります。また、これらの課題に加えて、現在の期日前投票所が市の中心部にあること、本市財政状況

の厳しい現状等に鑑み、期日前投票所の増設については、これまでの答弁のとおり、現時点では考えておりませんが、今後、調査、研究をしてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、三点目の市内全域に避難勧告が発令されたにもかかわらず、選挙が続けられたこと、特に開票に関する質問についてお答えします。

まず、開票日に関しては、公選法第65条において、「開票は、全ての投票箱の送致を受けた日またはその翌日に行う」と規定されており、なお、同法64条では、開票の場所及び日時を告示しなければならないものと定められていることから、開票の日時については前もって定められることとなります。

また、議員おただしの災害が発生するおそれがあることで、その対応のため、事前に開票日を翌日にできなかったのかとのことにつきましては、公選法第73条において、繰延開票の規定があり、同法第57条の天災その他避けることのできない事故により投票を行うことができないとき等の対応を定めた繰延投票の規定を準用することとなっています。

この規定に該当する事由としては、1、当該投票区内のある投票区から投票箱等の送致が天災その他避けることのできない事故によって遅延したために、予定していた開票期日に開票を行うことができない場合、2、火災による開票所の消失等の天災、その他避けることのできない事故によって開票手続き自体を予定していた期日に行うことができない場合等とされており、開票が予定していた日時に物理的にできなくなった場合に限り、繰延開票ができると解されていることから、開票所への投票箱等の送致があり、開票手続きができる状況にあっては繰延開票ができないものと考えます。

そこで、今回の衆議院選挙の状況についてですが、全ての投票箱等が告示した開票時間までに開票所に送致され、また、開票管理者、立会人や開票事務にあたるべき人員体制も全て確保できていたことから、先に告示をしていたとおり、投票日当日の開票としました。

開票事務中の災害対応についてですが、管理職等のほかの一般職員より先に参集することとなる者については、事前に他の一般職員等に変更を行い、また、それ以外の職員については、担当する開票事務が終了次第、適宜退席させ、災害対応にあたってもらいました。

次に、今回、当日開票としたことでの開票事務及び災害対応への支障についてですが、開票事務では、従事してもらう予定の管理職の職員が抜ける事態が発生し、かわりの職員で対応したことで、若干の時間外勤務手当が増加することになりましたが、このほかは大きな影響はありませんでした。また、災害対応への支障については、19番議員のご質問に対する答弁のとおりです。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君、再質問ありますか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）まず、一点目の選挙公報の配布方法について、再質問を行います。今、新聞折り込みで公報を配布されているんですけども、今、新聞をとっていない家庭ってかなり増えていると思うんです。実際には、どのぐらいの世帯に折り込みによって配布されているのかというのが一つ、まず、お尋ねします。

○議長（岡 弘悟君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）新聞折り込みによる選挙公報の配布部数ですが、約2万1,100でございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）ざっとで言えば2割ぐらの家庭が、最初から対象から外されているということになるんじゃないかなというふうに思います。

それと、全世帯に配布するのは困難と判断された理由は何でしょうか。

○議長（岡 弘悟君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）先ほどご答弁させていただきましたとおり、公選法では、選挙公報は、原則、選挙期日前2日前までに各世帯への配布ということになってございます。これを逆算いたしますと、選挙期日が、通常、日曜日ということになりまして、そこから2日前の金曜日までに、各世帯に配布しなければならなくなります。そこで、今回の衆議院選挙における選挙公報を例に挙げますと、まず、公報が本市に納品されたのは、小選挙区の公報は選挙期日の1週前の木曜日でした。しかし、その他の比例区及び国民審査の公報は、選挙期日の週の月曜日となりました。このことから、一番遅くなった比例区及び国民審査の選挙公報については、納品日の月曜日から、先ほどの配布期限の金曜日までの5日間で配布を終了する必要があります。

一方、全戸配布の方法としましては、考えられる方法といたしましては、一つは郵便配達、二つ目にはシルバー人材センターへの委託、三つ目に区自治会への協力をお願い、四つ目としまして、ポスティング業者への委託が考えられます。

それで、個々に調査をいたしました但、細かい内容は省略しますが、まず、郵便配達では、金曜日の配布期限には間に合わないという判断となりました。

二つ目、シルバーさんにつきましては、これはこれまでの全戸配布の実績がないという

ことでして、配布期間に約一月ほど欲しいよというお話をいただきました。

三つ目、区自治会さんをお願いするという方法なんです但、これも配布をお願いするには、事前の梱包とか仕分けとかが必要になりまして、その辺が終わってからお願いするんですが、それから計算しますと約3日間での配布をお願いすることになりますので、多大なご負担をおかけするということと、それと、区自治会さんに加入されていないご家庭もあると思いますので、そちらへの対応も問題となります。そういうことで、全戸配布には至らないという判断といたしました。

それと、もう一点、最後の四点目のポスティング業者への委託という形なんです但、これにつきましては、配布については約4日間欲しいよという話でございまして、月曜日に納品されまして、何とか金曜日には間に合うんではないかと思うんですが、その4日間での配布ということから、最初に配布されるところと最後に配布されるるところでは間3日間の違いがあつて、ばらつきが生じ、それで、公平性と平等性に問題があるのではないか。また、現在の新聞折り込みの方法に比べて配達日が遅いところでは、新聞折り込みより2日遅くなるということとなります。さらに、費用的に考えた場合、現在の新聞折り込みの単価と比べますと、約9倍増加するということでもございました。

以上のことから、全戸配布についてなのですが、可能なものとしては四つ目のポスティング業者への業務委託しか考えられませんが、現在ではですが。しかし、この方法では、先に申し上げたとおり、配布日にばらつきがある点、公平性、平等性に欠けるといふところと、少しでも早くお届けしたいというその思い、また、本市財政状況等を総合的に鑑みまして、選挙公報の配布方法については全戸配

布とはなりません、新聞折り込みによる方法としています。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）いろいろ説明はしていただいたんですけども、結局、本当に全世帯に配布したいと考えているのかどうか。2割が最初から外れているという現状があるにもかかわらず、いろいろ検討はしたけれどもという結果で、今までどおりの新聞折り込みにはなっているんですけども、でも、今のご答弁を聞いていても、本当に全世帯に配布するための方策を考え切っているのかということについて、すごい疑問を感じたんですけども、それこそいろいろな方法を組み合わせるとかということも含めてできないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）考えているのかという点につきましては、考えております。基本はやはり全戸配布というところがございますので、何とか全戸配布はしたいとは思っております。ただ、現状におきましては、先ほど申し上げたとおり、いろいろな課題等がありますので、現在は新聞折り込みという方法で行っているという状況でございます。

ただ、先ほどご質問いただいたその新聞をとっておられない方の対応でございますが、これにつきましては、これも公選法で載っているんですけども、その補完措置といたしまして、現在、橋本市本市におきまして行っている方法といたしましては、選挙にもよるわけなんですけども、まず、国政選挙並びに県の選挙におきましては、各選挙公報は県のホームページに載っております。そのことにつきまして、市の広報紙では、公報が届かない

という方からご連絡をいただきましたら、まず、県のホームページを市のホームページにリンクさせておりますので、そちらでご確認いただけたら、ご要望いただきましたら、うちのほうから個別に郵送もさせていただきますし、いただいております。現在、約150件の方からそういうご要望もいただいております。個別には送付させていただきます。また、期日前投票所に配置のほうもさせていただきます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）いろいろなことをされているというのはわかるんですけども、でも、やっぱり基本は全戸にお届けするということですし、また、いろいろ来なくて困っているんやと言われる方は、どちらかという選挙に関心があるというか、本当にいろいろな公報の考え方とかを知りたいという方だと思うんです。そういう方には郵送していますということではあるんですけども、例えば、「広報はしもと」2016年7月号に、参議院選挙のことが載っております。これを見させてもらったら、「各投票所の案内図を掲載したチラシや選挙公報を7月上旬に新聞の折り込みにより配布します。新聞を購読していない家庭で、チラシなどが必要な場合は橋本市選挙管理委員会へご連絡ください」と、確かに書いてあるんですけども、ここにはホームページのことは書いてないんです、一つ言えば。それと、やっぱり必要な場合はというよりは、購読されていないご家庭の方というのは本来ではないかなと、まず思います。全ての家庭にお届けする基本はやっぱり大事にすべきではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）まず、ホームページのことが書いていないという点でございますが、市の広報紙ができる、作成する時点では、まだ県のホームページ等が掲載されておりませんので、ちょっとタイムラグがあるという状況で、こういう形でしか表示できないというところでございます。

二点目につきましては、文面については検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）細かくて申しわけないんですけど、参議院選挙の場合で、確かに広報の時点ではホームページに載ってないかもしれないけれども、先ほどのお話でしたら、いずれは載るわけですから、やっぱり、一言、書いておくべきではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）検討させていただきます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今の新聞折り込みの方法で納得しているわけではないんですけども、できるだけ、もっと全戸配布に近い形になるように、さらに検討を重ねていただきたいと思いますというふうに思います。

2番目の期日前投票の会場なんですけれども、先ほども今回はかなり期日前投票が増えた。実際に、女性の場合、当日8,085人の方が各投票所に行かれたのに対して、7,046人の方が期日前投票に行かれています。やっぱり、当日に投票するのが基本だということで、当日に行こうと思っていた人も、今回の場合は、やっぱり当日どういう状況になるかわからないので、土曜日のほうが安全かなということで投票に行かれた方は多かったと思います。

そのときに、先ほどいろいろな理由で2箇所にするのは難しいというか、期日前投票所を増やすのは難しいということも言われたんですけども、あともう一つ、市役所は7km圏内にあるというふうに言われたんですけども、もともとでいえば、やっぱり合併前でいえば、旧高野口町にも投票所があったと、橋本市役所にもあったと。確かに11年たってきていますけれども、やっぱり車に乗る人は7kmの距離は何ともないというか、結構簡単に移動できるんですが、車じゃなくて公共交通を利用しないといけない方にとったら、この7kmというのは、すごい本当に大きな障害になると思うんです。実際に高齢化も進んできていますし、合併したときから多分、期日前投票所が高野口に欲しいよという声があったと思うんですけども、結局のところ、答弁はずっと同じ、変わらない。市役所でだけという答弁になっているんです。

ただ、今回の投票率を見てもみましたら、小選挙区、自分で計算したのでちょっと違うかもしれないけれども、全体の投票率は53.89%だったんですけども、旧の橋本市では54.45%、旧の高野口町では51.79%と、わずかだけれども橋本市のほうがちょっと高かった。もう一つ、去年の参議院選挙も見たんですけども、それでも、全体の投票率は56.45%で、旧の橋本市が56.91%、旧の高野口町が54.75%と、少しやっぱり橋本市のほうが高くなっているんです。

ずっといろいろな議事録を見てたら、昔は高野口のほうが投票率はもっと差があるぐらいに高かったんです。やっぱり投票の機会というか、行きにくい、高野口に住んでいる人にとったら、やっぱり7kmというのは大きな障害になっているんじゃないかなと思うんですけど、投票率を上げるということからいっても、1箇所でもいいということにはならな

いと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）これまでたくさんの議員のほうから、期日前投票所の増設についてのご質問はいただいております。そんな中で、またご答弁させていただくのですが、まず、増設する場合、先ほど答弁させていただきましてとおりの、人、もの、金というようなそういう課題はクリアする必要があると考えます。

また、このほかにも議員の言われるように、場所の選定については、特に難しい課題であろうかと考えているところがございます。この場所の選定につきましては、これまでも答弁させていただいておったのですが……。

○議長（岡 弘悟君）事務局長、すいません。阪本議員は、必要性があるのかないかという話を聞いておられるんです。必要性はあるのかないのかという答弁をよろしく願います。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）申しわけございません。期日前投票所の必要性につきましては、1回目の答弁でさせていただきましたとおりの、投票機会の拡大につながるものと考えておりますので、必要なものとは考えております。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）必要なものと考えておられるにもかかわらず、もうすぐ12年たつにもかかわらず、一向に進んでないというこの辺が、本当に言っていることとやっていることが違うなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）必要なものとは考えるんですが、まず、増設す

るときに、一番大事なものは、セキュリティーといえますか、二重投票の防止ですよね。例えば、当日、2箇所期日前投票所がございますと、1箇所投票された方が、また違うところで投票されるようになりますと、今まででしたら名簿でチェックしておりましたので、瞬時に判断ができなかったこともありまして、期日前投票システムというものを設置する必要があると、導入する必要があるというところが一番大きな問題やったと思います。

それで、それをまず導入しまして次の段階に進んでいきたいと、そのように思っておりましたが、このシステムにつきましては、去年、28年7月の参議院議員のときに初めて導入をいたしまして、今回、先月の衆議院選挙において2回目の運用となりました。それで、まだ2回目、いろいろやはりエラーが出てきまして、その対応について、即時に対応をする必要があるので、選管職員がトラブルの対応に走っておるといって状況でございます。質問は何でしたか。

○議長（岡 弘悟君）質問は、必要と感じているにもかかわらず、12年たつてなぜ一向に進まないのか、その理由をお教えてくださいというものです。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）申しわけございません。まずはシステムの導入から考えていきたいと思っておりましたので、まずは第一歩目に進んでおるので、進んでないという状況にはございません。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）とにかく導入はしたと。2回運用したけどもまだだめという、そういうご答弁なんですけど、どう考えても、2回やってまだだめって、それどういうことよとしか思えないようなご答弁だったんですけれども、どちらにしても、本当にやる気がある

んかと言われぬように、もっとテンポよく進めていただきたいというふうに思います。

3番目なんですけれども、そもそもの疑問といいますか、避難勧告ということは避難を勧めてめているわけですよね、避難場所への。そういう状況の中で、投票所に行く行為そのものが危険ということではないのかなと。そういう状態の中で、投票に行ってくださいというのはどうなのかなというのを一つ思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）確かに、今回の選挙におきましては、投票時間中に、そういう避難勧告等が発令をされたわけでございます。その状況等は危機監理室と情報をいただいたり、確認をさせてもらったりはしてきておったわけでございますが、投票所、市内全部で46箇所あるわけですが、その中で災害の状況等も聞きながら、46箇所のうち4箇所なんでございますが、その四つの投票所は、前から終了時間を、通常でしたら夜8時に閉めるところなんです、その四箇所、具体例でいいますと、杉尾、須河、谷奥深と嵯峨谷、その4箇所が7時に終わっていただいております。その4箇所におきまして、そこの投票所への道が1本ないし2本とか、そういう少ない道路の状況の中で、今回、災害も起こったり、ちょっと危ない状況にあったところから、投票時間を繰り上げて5時半といたしました。

それ以外の42箇所の投票所につきましては、投票所への道路が使えないとか、投票所が災害で投票所自体が使えないという状況ではございませんでしたので、そのまま8時まで投票を行っていただいたという状況でございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）避難勧告は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、市町村長は必要と認める地域の居住者等に対し避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立ち退きを指示することができるというふうに、これに基づいて多分、避難勧告は出されたと思うんです。

それで、幸いにして、投票に行ったとか、そういうことでけがしたとか、そういう話もないので、それは本当によかったなと思うんですけれども、今回は今回ですけれども、今後、本当に大変な状態の中で投票を続けることが本当にいいのかどうかということについて、ぜひ検証してもらいたいというか、今後、生かしてもらいたいなというふうに思います。

それと、もう一つが、この避難所の開設が19箇所にとどまったという、人が足りなくてこういうことになったというご答弁はきのうあったんですけれども、あと、開票作業をしておりましたので、土砂崩れとか浸水などへの対応には影響がなかったのかどうか、お尋ねします。

○議長（岡 弘悟君）危機管理監。

○危機管理監（坂本安弘君）お答えをいたします。当日、過去に例のないような台風ではありましたが、現場を担当する建設部等、初めの段階ではばたばたもあったようなんですけれども、現場対応においては特に支障はなかったというふうに聞いております。

○8番（阪本久代君）終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、障がい児保育に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）本市の障がい児保育についてお答えします。

現在、本市では児童発達支援施設としてのたんぽぽ園、公設公営の保育園が5園、幼稚園が5園、公設民営の保育園が1園、こども園が4園、民設民営の保育園が3園、こども園が3園、合計22園があります。

ご質問のとおり、発達支援保育のための加配保育士として、民営を含めた各保育園、こども園に平成29年度で32名の保育士を市単独予算で配置しています。

発達支援の必要な園児については、公営、民営にかかわらず、いずれの保育園、こども園、幼稚園でも積極的に受け入れを実施しています。

（仮称）学文路こども園については、平成31年4月に開園予定、（仮称）山田こども園については、平成33年4月に開園予定と考えていますが、この2園の発達支援の必要な園児の受け入れについては、協定書の中で、「発達支援等が必要な子どもの受け入れを可能な限り行うとともに、個別の指導計画や支援計画を作成し、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮した教育、保育を実施すること。なお、加配保育士の配置等については、橋本市特別保育事業費等補助金交付要綱に基づき補助を行います」と明記していますので、発達支援保育の面では、山田保育園やしみず保育園が担ってきたことを引き継いでいけるものと考えています。

また、（仮称）学文路こども園については、定数が63名と他のこども園に比べ小規模となっていますので、しみず保育園の行っている丁寧な保育等についても引き継いでいけるものと考えています。

なお、今後の保育園、幼稚園などの整備については、現在、橋本市児童福祉教育施設整備に関する庁内検討委員会を設置し検討を行っているところですので、この委員会の中で山田保育園が担ってきた保育内容等を踏まえ、保育園、幼稚園のあり方について、方向性を示せるものと考えています。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君、再質問ありますか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今のご答弁で、民営も含め、各保育園、こども園に市単独で保育士の加配を行っているということでした。どういう基準で行われているのでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）基準につきましては、療育検討委員会という庁内の組織がございまして、その中で、11月末から12月末に基準に沿って配置人数を設定するわけですが、これにさかのぼること、4月頃から発達相談員が個々の対象園児さんのヒアリングを行い、その結果を療育検討委員会の中で検討していくと、そのヒアリングに基づいて検討していきまして、その状態によって、3対1、2対1、あるいは1対1、あるいは要配慮、配慮等々の区分に配分して、それに基づく積算により一定の数値を積算することになります。で、その数値をもとに配置を決めていくということになります。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今、4月頃から発達相談員がずっと見てきて、対象を挙げてくるということだったんですけども、要するに、民間も公営も関係なく全ての就学前の子どもさんが対象になっているということによろしいでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）はい、そのと

おりでございます。一番大きな流れといたしましては、やはり1歳8カ月時の健診のときのスクリーニングで、気になるような方々への相談のお勧め、それとか、個別の相談を受けてのこういうヒアリングにつないでいくというふうな格好でございますので、市全部を対象としておるということでございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）それと、もう一つ、今、3対1、2対1とかといういろいろな基準で合わせていくと。こうしてきた場合に、例えば、3対1必要であったら、保育士さんを分けるわけにはいかないから、0.3とか、0.5とか、そういう端数が出てくると思うんですけども、そういうときはどうされているんでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）確かに、そういう数値が出てまいります。そのときには、やはりその園の園児数並びにその園の各年度ごとのそういう対象となる園児の数、並びに、例えば、園児A、B、C、それぞれ3対1、2対1というふうになったとしても、3対1と2対1で限りなく2対1に近い、あるいは限りなく3対1に近いというふうな個別の事例もございます。そういうようなことから、そういう数値をもとに、各園ごとの園児の数、それと、各年齢ごとにいる園児さんの人数等を総合的に考えまして、実際、保育、教育を運営するときに合った適正な配置ということで、当然、予算の制限もございますが、その中で適正に配置していくということにしております。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今、予算というお言葉も出たんですけども、やはり子どもたちのことですし、できるだけゆとりのある配置を、ぜひともしてもらいたいと思うんですけども、

いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）ゆとりという言葉に対応した対応ができるのかどうかという部分はありますけれども、実際、療育検討委員会で出された数字が予算をオーバーする場合、実際、要ると判断する場合は別途予算を要求していく、予算措置をしていくというふうな取り扱いで臨んでまいりたいと考えております。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）ぜひとも声を大にして、よろしく願いいたします。

それと、先ほど、（仮称）学文路こども園のほうは規模が小さいのでというお話もありましたけれども、（仮称）山田こども園の場合は三つの保育園が統合されます。例えばの話なんですけれども、5歳児でいえば、園児30人に対して、保育園の場合、1人の保育士さんということになりますので、例えば、今、各3園に10人以下ずつしかいない場合に、それが一つになったら30人ぐらいと。今までだったらば、1人の保育士さんに対して10人の子どもさんというのが三つあったのが、1人の保育士さんに対して30人の園児が基準でいえばオーケーになることになります。そうなってくると、山田こども園の場合は、かなり子どもたちにとって環境の変化が大きいんじゃないかなと思うんですけども、そのときに、今まで山田こども園が担ってきたことを、本当に引き継いでいけるのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今、ご指摘の数字の話からいけば、確かにそういうことも起こり得ます。現在、庁内検討委員会で、そのあり方等々を検討しておるところでございますけれども、（仮称）山田こども園につき

ましては、平成33年4月の開園予定ということで、これから取り組んでいくわけですが、開園に向けて良いこども園になるように取り組んでいくということでございますけれども、実際、それに先行する（仮称）学文路こども園が開園したときの園児さんの動向なども注視しながら、まだ、若干時間がございますので考えて検討してまいりたいというふうに考えてございます。現時点で、議員おただしの数字の話はそうなるんですけども、そこらあたりは内容を十分分析しながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）もう一つ、公私連携型の法人が決まっていると思うんですけども、また文教でも説明があるということなんです、今、既に決まっている法人の障がい児保育といますか、それに対する実績というのはどのようなものなんでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）現時点のお話なんですけれども、今、3歳児に1人、4歳児に2人、5歳児に1人いらっしゃって、積極的に受け入れもされており、実績もあるというふうに確認をしております。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）実績はあると。今、おっしゃった子どもさんは、結局、3対1なのか2対1なのかかわからないけれども、要するに、加配の必要な子どもさんがいらっしゃって、加配もし、十分に保育もなされているということによろしいですか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）現行の保育園につきましては、加配対象になる方はいらっしゃいますけれども、現実には保育園の経費において、積極的に対応していただいているとい

う状況でございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）先ほどからの答弁とちょっと違うなと思うんですけども、民間も含めて市は加配して、それは保障しているという話だったんですけど、今のお話だったら、市の加配はしていないということで、これはどういうふうに解釈したらよろしいんでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）実はその部分、やりとり、私、立ち会いしておるんですけども、この事業者の方の考え方は、確かに市のほうにそういう補助金をお願いしたらただけるかもしれないけれども、私どもの経費で対応しておりますというふうなことでございます。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）それだけの積極性があるというか、補助金に頼らずに、現時点はそういうふうに運用されているということで確認をしております。

○議長（岡 弘悟君）つまり、補助金に頼らずに加配はされているという認識でよろしいんですか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）はい。その園の経費で加配がされている。ちなみに、3対1の方々でございます。軽い部分でございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）納得できたわけではないんですけども、とにかく受け入れはしていると、十分対応はできているという市のほうの判断であるということですね。

実際に、これから、山田こども園が今まで果たしていた役割を、どういう形にするんかというのも今後の検討だということですので、

ぜひとも橋本市が今まで築いてきた、どの子も健やかに育つようにというところ辺は、ぜひとも守ってってもらいたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（岡 弘悟君） 8 番 阪本君の一般質問は終わりました。

この際、午後 2 時 10 分まで休憩いたします。

（午後 1 時 59 分 休憩）